

新型コロナウイルス感染症対策で

子育て支援を軸にした新たな支援策等を実施します。

河内長野市ではこれまで新型コロナウイルス感染症対策として、事業者や市民生活に対する独自 支援策を実施してまいりました。

この度、本市では、市議会からの要望や市に寄せられた市民の声などを踏まえて、子育て世代に 対する生活支援や教育環境の整備など、将来を担う子供たちに生活の安定と新たな時代に対応した 教育の提供を行うため、子育て支援を軸とした支援策等を予定しています。

特に、今回の支援策の中には、現在取り組みを進めています「特別定額給付金」の対象とならない、基準日(令和2年4月27日)後に誕生した新生児に対する特別子育て支援給付金の給付や、市立小中学校児童生徒の安定的な学習環境を維持するための教材費に対する補助を予定しています。概要は下記のとおりです。

【特別子育て支援金給付事業】

- 1. 対象者 下記の条件をすべて満たす新生児の保護者
 - 特別定額給付金の対象者でない新生児
 - 令和2年4月28日から令和3年3月31日に誕生した新生児
 - 本市の住民基本台帳に記録される新生児
- 2. 支援内容 新生児 1 人につき 5 万円を給付

【市立小中学校教材費補助事業】

- 1. 対象者 市立小中学校児童生徒の保護者
- 2. 支援内容 令和2年度教材費の概ね2/3を補助する。

(補助額) 小学生 8,000円

中学生 16,000円

問い合わせ: 河内長野市 総合政策部 政策企画課

電話 0721-53-1111